

事業系一般廃棄物収集・運搬業務委託仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）の管理する道の駅「針T.R.S」（以下「針テラス」という。）から排出される事業系一般廃棄物の収集・運搬業務（以下「収集・運搬業務」という。）委託の内容及びその他必要事項を示すとともに、業務委託にかかる条件等について定めるものである。

1 業務委託

- (1) 件名 事業系一般廃棄物収集・運搬業務委託
- (2) 期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

2 排出事業場

道の駅「針テラス」（奈良市針町345）

3 運搬先

奈良市環境清美センター（奈良市左京五丁目2番地）

※ただし、搬入時に発生する奈良市一般廃棄物処理手数料は委託料に含むものとする。

4 業務内容

- (1) 受注者は、針テラスから発生する事業系一般廃棄物を関係法令等遵守のうえ、適正に収集し、上記運搬先へ運搬を行う。
- (2) 受注者は、発注者から委託された事業系一般廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- (3) 受注者は、事業系一般廃棄物の収集・運搬の際、当該施設や敷地などの財産に損害を与えないように留意すること。業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失したときは、受注者がその損害を賠償すること。また、従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受注者が全責任を負うものであることとし、事業系一般廃棄物の飛散等の防止にも努めること。
- (4) 受注者は、事業系一般廃棄物の収集・運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使

用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等を行わないこと。

- (5) 事業系一般廃棄物の積み込みは受注者が行い、回収するものとする。
- (6) 収集運搬日には収集場所にある指定品目全量を回収し、排出事業所職員の下承なしに積み残しはしないものとする。また、収集にあたっては分別状況を確認し、分別できないごみを発見した場合は、集積所にて選別の上、適正に分別処分を行うこと。
- (7) 受注者は、その他収集・運搬業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

5 廃棄物の種類

委託する廃棄物の種類は次に掲げる廃棄物とする。

- ・燃やせるごみ（紙くず、木くず、生ごみ等）

6 排出予定数量及び収集回数

(1) 予定処理数量

100,000 kg / 契約期間内（ただし、見込量であり、変動することがある。）

(2) 収集回数

定期回収：週4回（月曜日から金曜日のうちの4日。ただし、月曜日は必ず含むこととする。）

臨時回収：年3回以内（発注者と協議の上決定する。）

※回収後、総量を計量し発注者に報告すること。

7 責任

受注者は、奈良市から委託された事業系一般廃棄物を、その積み込み作業の開始から運搬先における荷降ろし作業が完了するまで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が奈良市の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

8 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

9 代金の請求等

収集・運搬代金は、契約金額に基づいて算出し、奈良市の指定する方法により請求すること。（1円未満の端数は切り捨て）

10 特記事項

- (1) 収集・運搬に係る費用、回収容器に係る費用、計量に係る費用、契約書の作成に係る費用、奈良市環境清美センターに搬入する際に発生する奈良市一般廃棄物処理手数料等の当該業務に係る一切の諸経費は、委託料に含めるものとする。なお、奈良市一般廃棄物処理手数料については、受注者において納付するものとする。
- (2) 条例改正等により、奈良市一般廃棄物処理手数料等が変更になった場合には、発注者、受注者協議の上、委託料の額を決定する。
- (3) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。